

健康保険証は

令和7年12月2日以降、使えなくなります。

早めの準備で安心です！



「マイナ保険証」に切り替えを！



令和7年12月1日をもって、従来の「健康保険証（カード証）」は使えなくなります。
12月2日以降は、「マイナ保険証（マイナンバーカード）」で受診することになります。
※ 「マイナ保険証」とは、健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカードのことです。

「マイナ保険証」の登録は2つのステップで簡単に行えます！

1. マイナンバーカードをお持ちでない方

STEP1.

マイナンバーカードを申請

■申請方法

- ① オンラインで申請する
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便局で申請する
- ③ まちなかの
証明写真機から申請する



マイナンバーカードをまだお持ちでない方は、①～③の方法で申請ができます。



◀詳しい情報は QR コードを読み込んでください。
【マイナンバーカード総合サイト】

2. マイナンバーカードを健康保険証として登録していない方

STEP2.

マイナンバーカードを健康保険証として登録

■利用登録の方法

- ① 医療機関・薬局にある
顔認証付きカードリーダーで行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う



マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには登録が必要です。
利用登録には①～③の方法があります。



◀詳しい情報は QR コードを読み込んでください。
【デジタル庁 マイナポータル】



ご家族（とくにお子さま）の利用登録もお忘れなく！



Q1 使えなくなった従来の「健康保険証（カード証）」は、どうすれば良いですか？

事業所を通じて、当組合が回収します。
ご自身で捨てたりせず、回収の案内があるまで保管してください。

Q2 「マイナ保険証」の利用登録ができていないか、どうすれば確認できますか？

マイナポータルにログインすると、ご自身の健康保険証の登録状況が確認できます。
登録状況は、ホームタブ内「証明書」エリアから開くことのできる「健康保険証」ページにて
ご確認いただけます。登録が完了している場合は、「利用登録状況」に「登録済」と表示されます。



◀マイナポータルへのログイン方法については、QRコードを読み込んでください。
【デジタル庁 マイナポータルへのログイン方法】

Q3 事情により「マイナ保険証」を持っていない場合は、どうすれば良いですか？

「マイナ保険証」を持っていない方（マイナンバーカードを持っていない方、健康保険証の利用登録を行っていない方、電子証明書の有効期限がきれている方など）には、従来の「健康保険証」の有効期限がきれる前に当組合が「資格確認書」をお届けします。（10月頃の送付予定）
なお、「マイナ保険証」を持っている方には、原則、「資格確認書」は交付できません。

「資格確認書」は、従来の健康保険証と同様に医療機関等の窓口で提示することで、ご自身の自己負担割合（3割負担等）にてこれまで通り保険診療を受けることができます。



◀詳しい情報はQRコードを読み込んでください。
【デジタル庁 資格確認書】

⚠️ 電子証明書の有効期限にご注意ください！ ⚠️

マイナンバーカードの券面には、「電子証明書の有効期限」が書かれています。
この期限がきれると、「マイナ保険証」として使えなくなります。
（期限満了月から3か月間は利用可能ですが、マイナポータルにログインできなくなります）



▲マイナンバーカードの券面

有効期限の2ヶ月から3ヶ月前に「地方公共団体情報システム機構」から、更新案内の書類が自宅に送付されます。書類が届きましたら、早めに市区町村の窓口で更新手続きをしましょう！